

記録写真撮影基準

1 撮影方法等

- (1) 記録写真は、作業前・作業中・作業後の状況等が明確に判読できるように、同一位置、同一方向から対比できるように撮影すること。
- (2) 記録写真は、撮影表示板を入れて撮影すること。なお、撮影表示板には、件名、作業地（地番等）および作業状況（作業前・作業中・作業後）を記入すること。
- (3) 記録写真は、作業地ごとに撮影すること。作業地の面積が10ヘクタールを超える場合は、10ヘクタール当たり1か所、10ヘクタール以内の場合は1作業地につき1か所とすること。
- (4) 準備作業および安全管理の状況について、その状況が明らかになるように必要な時点で撮影すること。（保護具の使用、安全帯の装着等安全対策を講じている場面等の写真）
- (5) その他

写真はカラーとし、大きさはL判（89×127ミリメートル）程度とすること（普通紙への印刷可）。ただし、事故・災害等緊急にその状況を報告する必要がある場合は、この限りではない。

2 撮影後の処理

(1) 作業記録写真帳

ア 受注者は、撮影した写真を整理した上で、作業記録写真帳を作成すること。

イ 写真帳の大きさは、A4判を標準とすること。

ウ 受注者は、写真帳に、件名、作業番号、契約番号、契約年月日、契約期間および受注者の氏名を記載した表紙を付けること。

(2) 写真の整理

ア 受注者は、写真撮影後、速やかに撮影箇所ごとに作業の進行順に整理し、余白にはその作業の内容等の説明を記入すること。

イ 受注者は、撮影箇所ごとに作業地の位置図を付し、撮影箇所と写真が対比できるようにすること。

3 その他

電子媒体による作業記録写真の撮影・整理を行う場合は以下によること。

- (1) 撮影方法は「1 撮影方法等」と同様とすること。
- (2) 撮影後の処理は「2 撮影後の処理」を参照し、作業記録写真帳を作成すること。
- (3) 記録データは、上記(2)の作業記録写真帳のほか、CD-R等により提出すること。